

令和3年1月5日

関係者各位

更生会社 株式会社ザ・クイーンズヒルゴルフ場  
管財人 小 畑 英 一

## 会社更生手続開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

株式会社ザ・クイーンズヒルゴルフ場（以下「更生会社」といいます。）は、令和3年1月5日、東京地方裁判所より更生手続開始決定を受け、当職が管財人に選任されました。

これに伴い、従前係属していた民事再生手続（福岡地方裁判所令和2年（再）第3号）は中止となり（会社更生法50条1項）、今後は、本更生手続によって、会社の再建が進められることとなります。これは、会社更生手続が民事再生手続よりも優先するという法律の定めに基づくものですので、ご理解をお願い申し上げます。

会社更生手続は、裁判所より選任された管財人が更生会社の事業経営および財産の管理処分に関する一切の権限を有し、裁判所の監督のもと、会社の再建を図る手続です。組織再編における株主権行使が認められる民事再生手続とは異なり、本件会社更生手続においては、更生計画における組織再編が可能となり、株主の関与は一切認められなくなります。また、担保権や租税債権等の優先債権も会社更生手続に服することとなり、権利行使が禁止されることとなります。そのため、手続中の担保権の実行あるいは滞納処分等によって、再建が滞るおそれはありません。

このように、会社更生手続は、民事再生手続と比べて、より強力な再建型の手続であり、再建スキームの選択の幅が広がることから、更生会社の再建がより円滑かつ適正に進められることとなります。

また、ゴルフ場の営業も通常通り継続いたしますので、ご安心下さい。

ところで、債権者の皆様に対しては、民事再生手続における債権届出書が送付されておりますが、本更生手続開始によって、改めて、会社更生手続における債

債権届出の手続を行っていただく必要がございます（債権届出書等は後日ご送付申し上げます。）。会社更生手続では、適式な債権の届出がなされない場合には、弁済を受ける権利を失うこととなります。既に再生債権の届出をしていただいた皆様には、再度のお手数をおかけすることとなりますが、何卒ご理解のうえお手続のほどをお願いいたします。

また、民事再生手続が開始された令和2年12月7日以降に、更生会社と取引をして生じた債権（民事再生手続において共益債権となるもの）については、本件会社更生手続においては「共益債権」として全額をお支払いさせていただきます。この点は、本更生手続が開始しても変わることはありません。

今般の手続きの移行について、以下の通り、会員債権者の皆様には説明をする機会を設けさせていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

1月9日（土）14時30分・15時30分

1月10日（日）14時30分・15時30分

※ 本ゴルフクラブ内で行います。上記日時のいずれかにご参加下さい。

昨今の社会状況により、参加希望者が多数の場合には、人数を制限させて頂く場合がございますので、予めご了承をお願い申し上げます。

詳細は、当日掲示させていただきます。

なお、取引債権者様の皆様には、説明の資料を郵送申し上げます。説明の機会については別途ご連絡申し上げます。

更生会社の信用回復と経営の再構築を図り、よりよいゴルフ場となることを目指して、全社一丸となって努力をしていく所存ですので、今後ともご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

**【連絡先】**

更生会社 株式会社ザ・クイーンズヒルゴルフ場 管財人室

住 所 〒819-1133 福岡県糸島市富838番地

電話番号 092-324-5333

F A X 092-324-5330